

令和3年度
福知山市上水道事業等包括的民間委託
総括モニタリング評価書

福知山市上下水道部

目次

1	はじめに	1
2	福知山市上水道事業等包括的民間委託の概要	1
3	令和3年度の活動状況	3
4	モニタリング評価	5
	(1) 評価方法	
	(2) 総合評価	
	(3) 個別評価	
5	外部評価委員の意見	9
6	おわりに	9
7	資料1 モニタリング評価項目と評価点	10

1 はじめに

福知山市上下水道部は、平成31年4月から5年間、包括的民間委託契約(受託した民間事業者が創意工夫や民間ノウハウの活用により事業の効率化が図れるよう複数の業務を一括で委託する契約)により、メタウォーター・メタウォーターサービス・フューチャーイン共同企業体(以下、JV*という。)に上水道事業等の維持管理、営業、管理、経営及び計画業務を委託しています。

本書は、受注者が契約書に定められた業務を着実に遂行し、かつ要求水準を達成したことを確認するために毎月モニタリングを実施し、その年間の評価結果について、第三者である外部評価委員に、モニタリングの方法やモニタリング結果について意見をいただき、総括モニタリング評価書としてまとめたものです。

委託3年目の令和3年度は、前回の評価が低かった項目について、重点的に市とJVが解消のための協議を進めた結果、減点項目が皆無となりました。

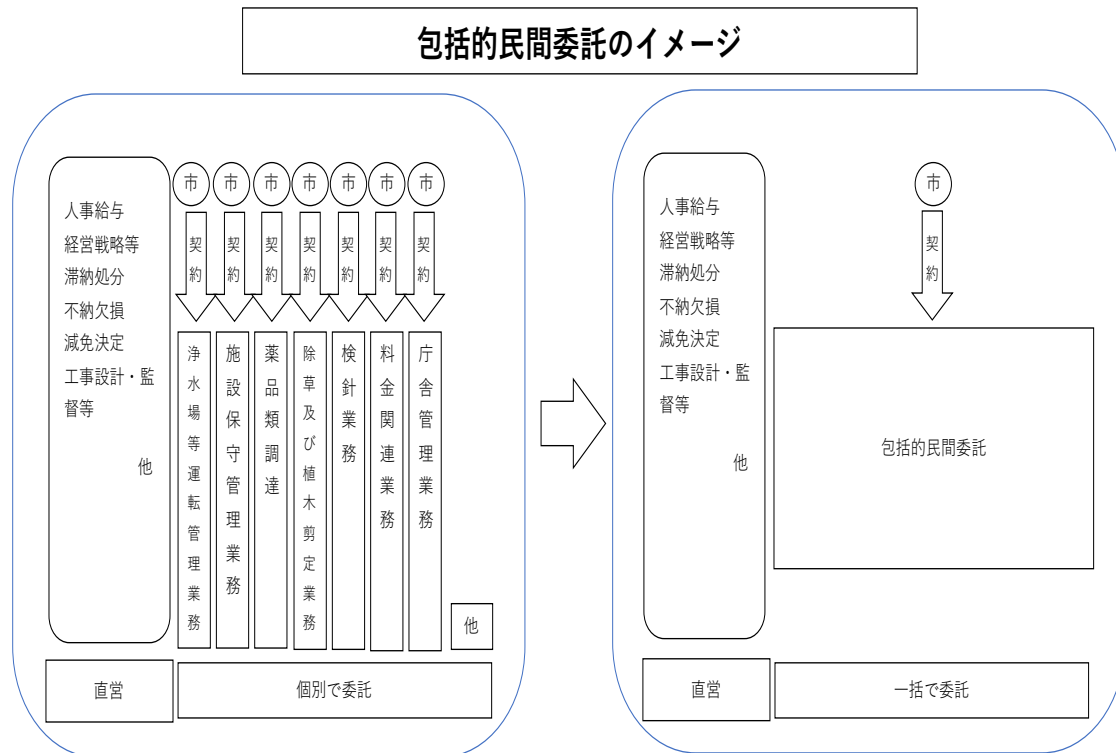
引き続き要求水準の達成の継続を図ります。

※JVとは、企業共同体(ジョイント・ベンチャー)の略称。企業が単独で受注及び施行を行う通常の場合とは異なり、複数の企業が一つの業務を受注することを目的として形成する事業組織体のことをいいます。

2 福知山市上水道事業等包括的民間委託の概要

- (1) 委託先
メタウォーター・メタウォーターサービス・フューチャーイン共同企業体
- (2) 契約期間
平成30年12月1日から令和6年3月31日(平成30年12月1日から平成31年3月31日までの期間は業務準備期間)
- (3) 業務の範囲
 - ア 水道施設運転管理業務(浄水場等運転管理・水質検査・施設見学等対応)
 - イ 施設保全管理業務(保守管理・計画外修繕及び予防保全への対応・施設修繕・配管等修繕・修繕計画作成支援・水道施設の変更又は改良等に係る支援・施設維持管理・有収率向上)
 - ウ ユーティリティ管理業務(薬品類調達在庫管理・消耗品等調達在庫管理・光熱水、動力、電力及び専用線管理)
 - エ 危機管理業務(危機管理対応・危機管理対応訓練等・災害対策用資機材の

- 管理)
- オ その他の業務(除草及び植木剪定・濁水対応・水安全計画の検証・申請書類等作成支援)
 - カ 上下水道窓口業務(問合せ等対応・窓口受付・収納・顧客管理・開閉栓届出対応・配管等状況確認・給水装置関連・下水道排水設備関連・改善指導・水道メーター関連)
 - キ 検針業務(水道メーター検針・台帳管理・検針データ管理)
 - ク 料金関連業務(料金収納・料金請求還付・口座振替・開閉栓及び清算・漏水減免)
 - ケ 滞納整理業務(督促状発送・個別徴収・滞納者管理・給水停止)
 - コ 電子計算システム構築及び管理、検査機器管理業務
 - サ 周知・広報業務(周知・広報・水道週間、下水道の日の啓発活動)
 - シ 総務関連業務(庁舎管理)
 - ス 中期事業計画点検業務
 - セ 施設情報運用計画作成業務
 - ソ 施設台帳更新業務



3 令和3年度の活動状況

全体としては、上水道事業等包括的民間委託の過去2年間の経験の蓄積や円滑な意思疎通により、昨年度以上に、順調かつ円滑な業務を実施することができました。また、有収率*は委託初年度の令和元年度と令和3年度を比較すると79.13%から82.25%へと3.12%向上しており、配水量分析による漏水調査の効果があったと考えています。

*有収率 給水量(蛇口から使われた水道料金の対象の水量)を配水量(配水施設から送った水量)で除した率、数値が高いほど効率的

月	JVの主な活動
令和3年4月	○春の全国交通安全運動(掲示物による啓発、JV従事者への周知) ○熱中症予防対策(掲示物による啓発、JV従事者への周知)
5月	○日置浄水場原水水質悪化対応(大雨と田の代掻きを原因とした日置浄水場の原水の悪化について、従来の給水車や配水系統切替による浄水場への応援給水のみでなく、非常用セラミック膜ろ過装置を設置し、原水を直接ろ過することで対応) ○JV 応急給水訓練(上下水道部凍結対応危機管理マニュアル等に基づく応急給水訓練)
6月	○堀第2系統管末水圧低下対応(漏水調査、漏水修繕) ○堀第2系統濁水対応(応急給水、修繕) ○土師川油流出事故対応(堀浄水場の取水停止、現地確認) ○みどりのカーテン活動(ゴーヤ苗植え、庁舎周辺清掃) ○今里漏水対応(応急給水、漏水修繕)
7月	○全国安全週間(掲示物による啓発、JV従事者への周知) ○有収率向上対策調査業務(堀第1系統漏水調査を開始、推定漏水量 30.16 m ³ /h(27箇所)) ○安井・筈巻濁水対応(応急給水)
8月	○福知山市地域防災訓練(初動連絡訓練)
9月	○危機管理講習会(事業継続計画の構築についてリモートで実施)
10月	○公庄漏水対応(漏水修繕) ○給水活動演習(和歌山県水管橋崩落事故受け、市と合同で実施) ○寺尾漏水対応(漏水修繕)
11月	○大身漏水対応(漏水修繕) ○上下水道庁舎周辺清掃(庁舎・土師川周辺の清掃) ○消防訓練(秋の全国火災運動)

	○施設台帳説明会(クラウドを利用したシステムのデモンストレーション)
12月	○管路・給水装置凍結事故防止事前対応(施設配管修繕、空き家リスト作成、新聞広告等による凍結防止啓発)
令和4年1月	○水質汚染事故対応訓練(障害情報集約システムを用いて発生連絡から取水停止、現地調査まで実施)
2月	○土師川油流出事故対応(芦洲水源の取水停止、現地確認) ○配水量分析報告会・中期事業計画点検協議(漏水率分析、水道ビジョン進捗確認)
3月	○公民連携のあり方検討勉強会(事例研究、課題整理)

○包括的民間委託1年目(令和元年度)から3年目(令和3年度)の有収率の状況

有収率・・・配水量の減少は漏水修繕に負うところが多い

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配水量(m ³)①	11,677,558	11,670,947	11,223,260
給水量(m ³)②	9,240,926	9,360,120	9,231,248
有収率(%)②/①	79.13	80.20	82.25

漏水調査・・・有収率向上対策として実施

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調査距離(km)	164	154	154
発見数(箇所)	38	60	27

4 モニタリング評価

(1) 評価方法

JV から提出される業務実施報告書(日報、月報、年間)に基づき、書類検査や実地検査により、要求水準書にある業務水準の到達状況を評価確認するもので、毎月の評価結果を集計したものが総括モニタリングの評価結果となります。

ア) モニタリングの評価点数は、毎月、評価項目 274 項目について 4 段階【◎(1点)、○(1点)、△(0.5点)、×(0点)】で評価を行い、更に重要度や量的な部分を考慮した 5 段階の「評価ウェイト」(1~5)で乗算し、大・中項目ごとに集計した上で 100 点満点換算をしています。

なお、「資料1 モニタリング評価項目と評価点」については、実際の年間評価点でなく、わかりやすいように各項目を 100 点満点に換算して評価点を出しています。

◎については、今回は該当がありませんが、要求水準以上の成果がある場合に使用します。
(点数は○と同じで点数には加算されません)

イ) 総合評価の大・中項目の評価は、各モニタリング項目を階層ごとに評価点数を集計し 4 つの大項目(章)及び 3 章は 4 つの中項目に分けて「優」(95 以上 100)、「良」(80 以上 95 未満)、「可」(50 以上 80 未満)、「不可」(50 未満)として評価しています。

ウ) 総合評価については、大項目の点数をそれぞれ大項目ごとの評価ウェイト 1 章 17/70、2 章 3/70、3 章 26/70、4 章 24/70 を乗算し、合計したものを評価点数としています。

エ) 計算例

○ 1 章 業務全般の算定方法(令和 3 年度評価点数 100 点の出し方)

- ・ 14 番の「1.5.5 業務の一部再委託」は年 1 回の評価で○(1点)で評価ウェイトは 5、これを乗算して 5 点(満点は 5 点)となる。

計算式 ○(1点)×評価ウェイト 5=5 点

- ・ 項目ごとの配点におのおの評価ウェイトを乗算し、合計した点数が、77 点(満点 77 点)となる。
- ・ これを 100 点満点換算して、100 点(優)となる。

計算式 77 点÷77 点×100=100 点

- ・ 総合評価は、1 章の評価点 100 点に 1 章の評価ウェイト 17/70 を乗算した点数 24.29 点となり、同様に他の大項目を計算した点数(4.29、37.13、34.29)を合計して総合評価点数 100 点(100 点満点)となる。

(2)総合評価

受託者に対してモニタリング評価を行った結果、要求水準書に記載した要求水準をすべて満たしており、かつ、原水悪化対応において民間の技術力が活用されたこと等から、維持管理業務、経営及び計画業務、技術提案をはじめ、他の項目においても、評価が上がったことで、対前年比+4.7ポイントの総合評価点数100.0ポイントとなり、昨年度に続いて評価は「優」となりました。

項目		評価点数			対前年	評価
大項目	中項目	3年度	2年度	元年度		
1章	業務全般	100.0	96.8	96.8	+3.2	優
2章	前提条件	100.0	100.0	100.0	0	優
3章	業務要求水準	100.0	95.5	92.1	+4.5	優
	3.1 維持管理業務	100.0	92.2	86.6	+7.8	優
	3.2 営業業務	100.0	98.7	97.9	+1.3	優
	3.3 管理業務	100.0	100.0	100.0	0	優
	3.4 経営及び計画業務	100.0	91.1	83.9	+8.9	優
4章	技術提案	100.0	93.4	87.5	+6.6	優
	総合評価	100.0	95.3	92.0	+4.7	優

昨年度42あった減点項目の解消に努めた結果、今年度減点項目は0となりました。次年度も引き続き減点項目0を目指します。

(3)個別評価

1章 業務全般

- ◎評価は昨年度に続いて、「優」である。
- 業務全般にわたり、適正に実施されていることを確認した。
- ◆維持管理業務において令和2年度は履行の確認が不十分な事象があったが、令和3年度においては適正に監督がなされている。

2章 前提条件

- ◎評価は昨年度に続いて、「優」である。
- 市保有の施設や備品を適正に使用管理されていることを確認した。

3章 業務要求水準

3.1 維持管理業務

- ◎評価は昨年度に続いて「優」である。
- 業務全般にわたり、適正に実施されていることを確認した。
- 毎朝の打合会議で意見交換を行い、維持管理に対応の遅れが出ないように、手順等の再確認をして、適切な維持管理に繋げた。
- 危機管理対応及び災害対応について適正な対応ができた。
- 毎日 24 時間連続の施設の運転監視や適切な操作により、安全な水道水を安定的に給水することができた。
- 浄水場維持管理において、原水の水質変化に伴う応急対応が迅速かつ適切に行われ、給水停止をすることなく、水道水が供給できた。(日置の事例)
- 漏水による緊急時において、過去 2 年間の経験から地元周知も含め、早急な対応ができており、修繕による断水時間の短縮ができた。
- 配管修繕のみならず、仕切弁等と道路面の段差解消をする修繕においても速やかな対応ができた。
- 水道法に規定されている水質基準に適合するため、浄水場ごとの原水の水質状況を細やかに監視しながら積極的に作業が実施された。
- 機器、計装設備等の保守管理により、正常な状態で常時稼働ができた、また、設備の性能及び劣化状態の把握ができていた。
- 6 月～3 月に市内の小中学校等 11 団体 279 名の水道施設見学や 8 月～10 月に大学生など 7 名のインターンシップの受入を実施した。
- ◆令和 2 年度は浄水場等運転管理業務・保守管理業務・施設修繕について、市からの指示待ちが見受けられたための減点が多かったが、令和 3 年度は市と JV 双方の協議・調整により改善された。

3.2 営業業務

- ◎評価は昨年度に続いて「優」である。
- 業務全般にわたり、適正に実施されていることを確認した。
- 事務処理誤りの再発防止策として、事務処理の複数人チェック体制を構築され、適正に事務処理できていることを確認した。
- 検針データの入力誤りを防止するため、検針時に直接システムへ入力できる検針タブレットを導入された。
- 打合会議において滞納整理のための知識や情報の共有を行った。
- 料金等の収納率向上に向けて、給水停止処分を積極的に行い、納付を促した。
- ◆令和 2 年度は申込書の受け付けやデータ入力処理において、事務処理の誤りが発生したが業務改善がなされ、令和 3 年度は事務処理誤りが発生していない。

3.3 管理業務

- ◎評価は昨年度に続いて、「優」である。
- 業務全般にわたり、適正に実施されていることを確認した。
- 設備機器の保守及び法定の衛生業務について、適正に実施されている。

3.4 経営及び計画業務

- ◎評価は昨年度に続いて「優」である。
- 業務全般にわたり、適正に実施されていることを確認した。
- 水道事業の資産について、正確な数値の算出ができています。これにより、水道事業年報の作成が容易となった。
- 工事完成後のマッピングシステム入力迅速かつ正確に行われているため、漏水対応時の図面データとして有効な使用ができています。
- 施設修繕や更新履歴が最新の情報に的確に整理されたことにより、施設の維持管理データとして有効な使用ができた。
- ◆令和2年度は施設台帳更新の報告の遅滞があったが、令和3年度は毎月の会議で報告するようにしたため減点が解消された。

4章 技術提案

- ◎評価は昨年度に続いて、「優」である。
- 業務全般にわたり、適正に実施されていることを確認した。
- 業務日報の電子化等、業務の効率化に向けた取組みがあった。
- 出水期は特に原水濁度、取水流量の監視や取水施設の巡視を強化し、取水口の目詰まりの迅速な処置が適正にできた。
- 水源や着水井清掃及び緩速ろ過の砂掻きが計画的に実施されたことにより、安全な水道水を安定的に給水することができた。
- 浄水関係の施設の緊急修繕で在庫品等を使用しJVで対応したことにより、水圧低下や断水等の影響が出ない早いうちに修理が完了できた。
- 応急給水訓練の実施や庁舎周辺環境美化活動に積極的であった。
- ◆令和2年度は給水区域の特性把握、膜ろ過設備の能力の検証、捨水実施の対応、事故対応の随時報告、出水期の水源管理、計画的なろ過池の作業について、指示待ちの場合があったが、令和3年度は発注者からの指示を待つことなく提案や実施があったため、減点が解消された。

5 外部評価委員の意見

年間のモニタリング結果について、総括モニタリング会議を開催し、今年度のモニタリング結果について下記のとおり公平公正な第三者の立場から意見をいただきました。

- 包括的民間委託導入以降、有収率の向上等をはじめ業務水準の改善が図られている。今後とも包括的民間委託への認知が図れるように、住民への周知方法の工夫を進めていただきたい。
- 委託4年目を迎え次期委託を見据え、包括的民間委託の導入に至った目的を再度確認し、本委託契約の総括的なとりまとめをお願いしたい。
- 今回の評価結果が100点の「優」となったことは、福知山市とJVの間で、業務の課題解決に対する意識が一致するよう丁寧に協議を進め対応してきた結果だと考えている。委託4年目を迎え次期委託のあり方を見据えつつ、今後も安心安全な水道水を安定的に供給し続けられるよう業務を進めていただきたい。

外部評価委員(敬称略) 総括モニタリング実施日

令和4年6月6日

氏名	所属等
足立 泰美	甲南大学教授
榎戸 芳文	京都府府民環境部公営企画課長
藤井 啓祐	京都市上下水道局水道部管理課担当課長

6 おわりに

令和3年度の委託業務全般として昨年度に引き続き「優」の評価となりましたが、引き続き市とJVが、それぞれの立場で協力することで、業務要求水準を達成し、安心・安全な水道水の供給に努めます。

モニタリング評価項目と評価点

1章 業務全般				
番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
1	1.5.1 一般事項	業務実施や施設運営において品質の向上を行なうために発注者が取り組んでいるISO9001及びKES環境マネジメントシステムについて、その意味を理解し協力しているか。	100	100
2	1.5.1 一般事項	再委託業者については「水道施設の緊急事故発生時における対応に関する基本協定」の協力者又は福知山市に本社又は本店を有する業者を優先しているか。優先できない場合は理由を明らかにしているか。	100	100
3	1.5.2 業務管理	労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡したか。	100	100
4	1.5.2 業務管理	環境対策への取組みとして次に掲げる項目について、十分配慮して業務を行うこと。	100	100
5	1.5.3 業務実施体制	総括責任者もしくは現場責任者が常に連絡が取れる体制にあるか。	100	100
6	1.5.3 業務実施体制	水道施設運転管理等業務について、浄水場・配水池等の水道施設の運転管理業務に1年以上従事した実務経験を有する者を1名以上含んでいるか。	100	100
7	1.5.3 業務実施体制	保守管理業務において、必要な資格を有するものが業務を履行しているか。(再委託を含む。)	100	100
8	1.5.3 業務実施体制	計画外修繕業務について、「配水管工技能講習(公益社団法人日本水道協会主催)」又は「JDPA継手接合研究研修会(日本グクタイトル鉄管協会主催)」を受講し登録証又は受講証を取得した者、又は、「水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会(配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催)」(旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会及び配水用ポリエチレン管協会主催の講習会を含む)を受講し受講証を取得した者を配置しているか。	100	100
9	1.5.3 業務実施体制	給水管修繕は発注者が指定した「水道事業指定給水装置工事事業者」が施工することとし、給水装置工事主任技術者の資格を有した者が、本管からの取出しについては、さらに給水装置工事配管技能認定者、又は給水装置工事配管技能者講習会(検定会)修了者が福知山市上水道給水装置設計施工基準に従い施工しているか。	100	100
10	1.5.3 業務実施体制	給水装置関係業務については、給水装置等の窓口業務について1年以上の経験を有する者を含んでいるか。	100	100
11	1.5.3 業務実施体制	排水設備関係業務については、排水設備工事責任技術者(日本下水道協会京都府支部)の資格を有する者を配置しているか。	100	100
12	1.5.3 業務実施体制	「3.1.1 水道施設運転管理等業務」や「3.2.1 上下水道窓口業務」をはじめ、それぞれの業務区分に応じてふさわしい装いの制服を着衣しているか。	100	100
13	1.5.4 人材育成及び研修の履行	包括委託の各業務に関する履行の手順や経験を、研修や現場における指導等を通じて共有し、人材の育成に努めているか。	100	100
14	1.5.5 業務の一部再委託	発注者の承諾を受けたものに再委託し、業務の実施に当たって工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督しているか。必要なものに検便検査を実施しているか。	50	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
15	1. 5. 6 危機管理対応	緊急連絡体制を整備し、必要な応急措置を行える準備を整えているか。	100	100
16	1. 5. 7 関係法令遵守	業務委託履行に当たり、要求水準書掲げる法規及び基準を遵守しているか。	100	100
17	1. 5. 8 業務開始及び引継ぎ	令和6年度以降の各業務の受注者に対して、電子データ及び関連図書等を無償にて引継ぎを行う体制をとっているか。	100	100
18	1. 5. 8 業務開始及び引継ぎ	引継ぎ事項を記録し、引継書を作成したか。	100	100
19	1. 5. 9 提出書類	業務開始にあたり、必要な書類を提出したか。	100	100
2章 前提条件				
番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
20	2. 2 受注者が使用できる既存施設	受注者が使用できる既存の施設、事務所や倉庫として使用できるスペースを守り、善良な管理者として使用・管理しているか。	100	100
21	2. 3 受注者が使用できる備品	受注者に管理を委託する備品を適切に使用・管理しているか。電話料金など経費に負担を生じる場合、遅滞なく対応しているか。	100	100
3章 業務要求水準				
3. 1 維持管理業務				
番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
22	3. 1. 1. 1 浄水場等運転管理業務	毎日24時間連続で水道施設(浄水場、加圧ポンプ所、配水池等)の運転状況の監視及び操作を行っているか。	100	100
23	3. 1. 1. 1 浄水場等運転管理業務	毎日24時間連続で水道施設(浄水場、加圧ポンプ所、配水池等)の運転状況の監視及び操作を行い、安全な水を安定して給水しているか。	100	100
24	3. 1. 1. 1 浄水場等運転管理業務	毎日24時間連続で水道施設(浄水場、加圧ポンプ所、配水池等)の運転状況の監視及び操作を行い、安全な水を安定して給水しているか。	100	100
25	3. 1. 1. 1 浄水場等運転管理業務	現場責任者は、平日昼間(8時30分～17時15分)は原則として中央監視室に常駐しているか。現場責任者が不在の場合は、副責任者が代行するものとする。	100	100
26	3. 1. 1. 1 浄水場等運転管理業務	水道施設を運転監視及び操作し、取水量のバランス調整が行えているか。	100	100
27	3. 1. 1. 1 浄水場等運転管理業務	水道施設を運転監視及び操作し、配水池水位の監視が行えているか。	91.67	100
28	3. 1. 1. 1 浄水場等運転管理業務	管末での減圧給水が発生しないように、各加圧給水ポンプ所の配水圧力を管理しているか。	100	100
29	3. 1. 1. 1 浄水場等運転管理業務	給水が浄水及び給水水質の水準を満足しているか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
30	3.1.1.1 浄水場等運転管理業務	水道水質管理計画書が作成されているか。	100	100
31	3.1.1.1 浄水場等運転管理業務	最適な薬品注入率管理に努めているか。	100	100
32	3.1.1.1 浄水場等運転管理業務	懸念すべき原水の水質について把握しているか。	91.67	100
33	3.1.1.1 浄水場等運転管理業務	受注者は発注者へ提出した運転、水質点検、補修、その他資料の報告書の控えを保管しているか。	100	100
34	3.1.1.2 水質検査業務	水道施設において、自主検査項目の頻度にあつた対象施設の検査が行われているか。	100	100
35	3.1.1.2 水質検査業務	採水が円滑に行えるように、採水箇所の維持管理ができていますか。	100	100
36	3.1.1.3 施設見学等対応業務	上下水道事業の公益性を理解し、見学者の受入が行えているか。	100	100
37	3.1.1.3 施設見学等対応業務	上下水道事業の公益性を理解し、職場体験学習の受入が行えているか。	100	100
38	3.1.1.3 施設見学等対応業務	上下水道事業の公益性を理解し、インターンシップの受入が行えているか。	75	100
39	3.1.2.1 保守管理業務	業務履行計画書に保守管理業務の詳細が記載されているか。	100	100
40	3.1.2.1 保守管理業務	保守管理業務の巡回点検頻度以上の巡回をおこなっているか。	87.5	100
41	3.1.2.1 保守管理業務	施設巡回点検時に建築、土木構造物及び建築付帯設備等の点検及び管理が行われており、報告がされているか。	100	100
42	3.1.2.1 保守管理業務	建築、土木構造物及び建築付帯設備等の点検の結果、破損及び不具合箇所等を発見したとき又は、その他の建築付帯設備等に故障が発生したときには速やかに発注者に報告され、必要な初期対応がなされているか。	100	100
43	3.1.2.1 保守管理業務	施設巡回点検時に機械、電気及び計装設備等の点検及び管理が行われており、報告がされているか。	100	100
44	3.1.2.1 保守管理業務	機械、電気及び計装設備等の保守管理にあたり、施設機能を正常な状態で稼働させるとともに、設備の性能及び劣化状態を確認しているか。	100	100
45	3.1.2.1 保守管理業務	機械、電気及び計装設備等の点検の結果、設備の破損、故障、不具合を発見したときは速やかに発注者に報告され、必要な初期対応がなされているか。	87.5	100
46	3.1.2.1 保守管理業務	設備の性能を正常な状態に維持するために必要となる劣化部材、消耗品の交換作業及び汚れ、ほこり等の清掃作業が適宜行なわれているか。	87.5	100
47	3.1.2.1 保守管理業務	施設定期点検業務の①電気設備保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
48	3.1.2.1 保守管理業務	施設定期点検業務の②電気計装設備保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	75	100
49	3.1.2.1 保守管理業務	施設定期点検業務の③監視制御システム保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
50	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の④濁度色度計及び高感度濁度計保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
51	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑤コンプレッサー保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
52	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑥ICP 発光分光分析装置保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
53	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑦イオンクロマトグラフ保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
54	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑧超純水生成装置保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
55	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑨膜ろ過施設保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
56	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑩急速ろ過機・連続移動床砂ろ過機保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	75	100
57	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑪細砂ろ過機保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
58	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑫旧簡易水道日常保守管理業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
59	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑬浄水池ほか底部潜水清掃業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
60	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑭-1 自家発電機設備保守点検業務（下荒河浄水場）が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
61	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑭-2 自家発電機設備保守点検業務（蛇ヶ端ポンプ所）が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
62	3. 1. 2. 1 保守管理業務	施設定期点検業務の⑭-3 自家発電機設備保守点検業務（堀浄水場）が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
63	3. 1. 2. 1 保守管理業務	法令点検業務の①天井クレーン定期自主検査業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
64	3. 1. 2. 1 保守管理業務	法令点検業務の②浄化槽清掃点検業務が受注者にて適切な内容を計画し実施されたか。	100	100
65	3. 1. 2. 2 計画外修繕業務及び予防保全への対処	水道施設に突発的な破損や故障が発生した場合、劣化した性能若しくは機能を、原状あるいは設備機能確保の上支障のない状態まで回復させるために、修理、交換、分解整備、調整等の修繕を遅滞なく行ったか。	75	100
66	3. 1. 2. 2 計画外修繕業務及び予防保全への対処	予防保全を発注者に提案しているか。	87.5	100
67	3. 1. 2. 2 計画外修繕業務及び予防保全への対処	計画外修繕業務の精算が出来るように、修繕費を管理しているか。	100	100
68	3. 1. 2. 2 計画外修繕業務及び予防保全への対処	減断水時は、発注者と受注者で給水活動の協議を行い、給水活動が必要な場合は、受注者が給水活動を行っているか。	100	100
69	3. 1. 2. 2 計画外修繕業務及び予防保全への対処	受注者は応急給水資機材を適切に管理し、受注者の責に帰すべき事由により原状回復が必要な場合には、受注者が速やかにこれを行っているか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
70	3. 1. 2. 2. 1 施設修繕	建築、土木構造物及び建築付帯設備等の修繕の修繕を行っているか。	100	100
71	3. 1. 2. 2. 1 施設修繕	機械、電気及び計装設備の修繕を行っているか。	95.83	100
72	3. 1. 2. 2. 1 施設修繕	修繕に使用する材料等は、修繕を行う時点における法令や各種標準仕様書の内容を満たしかつ、性能等が原状と同等以上のものを使用していたか。	100	100
73	3. 1. 2. 2. 1 施設修繕	水道施設の修繕費が30万円(税抜)以上の場合、対象設備の重要度や破損や故障の程度を明記し、その緊急性を把握できる修繕を提案しているか。	87.5	100
74	3. 1. 2. 2. 1 施設修繕	水道施設の修繕について緊急を要する場合は応急処置を行い、当面の機能を確保しているか。	91.67	100
75	3. 1. 2. 2. 1 施設修繕	修繕費の見積金額を取得し、1件あたりの修繕費が30万円(税抜)以上、若しくは年間の修繕費を超える場合は、発注者へ修繕を提案するものとする。提案の実施において、施設機能を確保するうえで対象設備の重要度や破損や故障の程度を明記し、発注者がその緊急性を把握できるものとする。緊急を要する場合は応急処置を行い、当面の機能を確保したうえで発注者と協議するものとする。	91.67	100
76	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	配管等に突発的な破損や故障が発生した場合、劣化した性能若しくは機能を、原状あるいは設備機能確保の上支障のない状態まで回復させるために、修理、交換、分解整備、調整等の修繕を遅滞なく行ったか。	100	100
77	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	配管等修繕による減断水時で、給水活動が必要な場合に給水活動を行ったか。	100	100
78	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	給水管の修繕については給水管の資産区分に従い、公道下分について修繕を行うが、民地範囲については、地権者等と十分に調整を行い地権者に修繕をしていただける様に調整したか。	100	100
79	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	鉛給水管については、水道メーターまでを対象範囲とするが、民地範囲の鉛給水管の更新及び漏水修繕については、地権者等と十分に調整を行ったか。	100	100
80	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	配管等修繕の費用が30万円(税抜)未満の場合、発注者に報告(協議)し、速やかに修繕を実施しているか。	100	100
81	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	修繕に使用する材料等は、承認している材料を使用しているか。それ以外の材料については承認を得ているか。	100	100
82	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	配管等修繕を行う場合に地元調整等の一次対応を実施したか。	100	100
83	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	配管等修繕の漏水修繕にあたっては、事前と事後に発注者に報告したか。	100	100
84	3. 1. 2. 2. 2 配管等修繕	配管等修繕の費用が30万円(税抜)以上の場合、応急処置を実施し、その後その費用を含めた対応方法の協議を行ったか。	100	100
85	3. 1. 2. 3 修繕計画作成支援業務	履行初年度は、現況把握期間とし、2年目以降は年度毎に施設修繕及び配管等修繕について、故障等が発生した場合の計画外修繕内容を踏まえ、予防保全的措置として有効と考えられる中期修繕計画を提案したか。	100	100
86	3. 1. 2. 5 施設維持管理業務	施設維持管理業務の履行に当たって計画書を作成し提出したか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
87	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀第1水源閉塞に伴うエアブロー業務を2か月毎に実施しているか。	100	100
88	3.1.2.5 施設維持管理業務	菟原マンガン塔逆洗業務を1か月毎に実施しているか。	100	100
89	3.1.2.5 施設維持管理業務	丸山取水井逆洗業務を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
90	3.1.2.5 施設維持管理業務	今西中取水逆洗業務を適切な時期に年6回以上、実施しているか。	100	100
91	3.1.2.5 施設維持管理業務	日置取水逆洗業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
92	3.1.2.5 施設維持管理業務	夏間浄水場ろ過池逆洗業務を適切な時期に4池とも、実施したか。	100	100
93	3.1.2.5 施設維持管理業務	大身取水清掃業務を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
94	3.1.2.5 施設維持管理業務	加用取水清掃業務を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
95	3.1.2.5 施設維持管理業務	轟第2水源取水清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
96	3.1.2.5 施設維持管理業務	菟原取水清掃業務を適切な時期に年3回以上、実施しているか。	100	100
97	3.1.2.5 施設維持管理業務	田ノ谷取水清掃業務を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
98	3.1.2.5 施設維持管理業務	呷取水清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
99	3.1.2.5 施設維持管理業務	大原取水清掃業務を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
100	3.1.2.5 施設維持管理業務	今里取水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
101	3.1.2.5 施設維持管理業務	副谷取水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
102	3.1.2.5 施設維持管理業務	大身・菟原・轟導水管洗管業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
103	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場第2沈殿池清掃業務で着水井の清掃を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	75	100
104	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場第2沈殿池清掃業務で沈殿池(2系列)と形成池(2系列)の清掃を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
105	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場第3沈殿池清掃業務着水井の清掃を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
106	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場第3沈殿池清掃業務で沈殿池(2系列)と形成池(2系列)の清掃を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
107	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場急速ろ過池清掃業務で急ろ流入渠(2系列)の清掃を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
108	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場急速ろ過池清掃業務で急ろろ過池の壁洗6池分を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
109	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場急速ろ過池清掃業務で急ろろ過池のマッドボール除去6池分を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
110	3.1.2.5 施設維持管理業務	上佐々木第1浄水場着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
111	3.1.2.5 施設維持管理業務	丸山沈殿池清掃業務を適切な時期に年2回以上、実施しているか。	100	100
112	3.1.2.5 施設維持管理業務	大原着水井・沈殿池清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
113	3.1.2.5 施設維持管理業務	菟原浄水場着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
114	3.1.2.5 施設維持管理業務	大身着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
115	3.1.2.5 施設維持管理業務	加用着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
116	3.1.2.5 施設維持管理業務	芦洲浄水場着水井・混和槽清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
117	3.1.2.5 施設維持管理業務	日置浄水場着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
118	3.1.2.5 施設維持管理業務	今里浄水場着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
119	3.1.2.5 施設維持管理業務	上町浄水場着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
120	3.1.2.5 施設維持管理業務	副谷浄水場着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
121	3.1.2.5 施設維持管理業務	夏間第1第2浄水場着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
122	3.1.2.5 施設維持管理業務	金屋浄水場着水井清掃業務を適切な時期に年1回以上、実施したか。	100	100
123	3.1.2.5 施設維持管理業務	砂かきを実施する緩速ろ過の水抜き水張り業務を実施したか。	100	100
124	3.1.2.5 施設維持管理業務	緩速ろ過の砂かき業務を適正に実施したか	50	100
125	3.1.2.5 施設維持管理業務	覆蓋シートの開閉が仏谷浄水場、上佐々木第1浄水場、加用浄水場、大身浄水場、田ノ谷浄水場、寺尾草山浄水場、岬浄水場、大原浄水場、今里浄水場、金屋浄水場、夏間第1浄水場において適切な時期に年2回、行われているか。	75	100
126	3.1.2.5 施設維持管理業務	膜ろ過装置の薬品洗浄業務が膜差圧で判断し、適切な時期に実施されているか。	100	100
127	3.1.2.5 施設維持管理業務	次亜生成装置の薬品洗浄業務が、適正な時期に実施されているか。	100	100
128	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場薬品受入業務でPAC納品受入が適正に実施され、報告されているか。(年14回想定、年63、000kg程度)	100	100
129	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場薬品受入業務で苛性ソーダ納品受入が適正に実施され、報告されているか。(年3回想定、年5、000kg程度)	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
130	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場薬品受入業務で原料塩納品受入が適正に実施され、報告されているか。(年4回想定、年40,000kg程度)	100	100
131	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場原料塩投入業務で原料塩の投入が適正に実施され、報告されているか。(年13回想定、1回3,000kg程度)	100	100
132	3.1.2.5 施設維持管理業務	下荒河浄水場原料塩投入業務で原料塩の投入が適正に実施され、報告されているか。(年4回想定、1回1,000kg程度)	100	100
133	3.1.2.5 施設維持管理業務	芦洲原水調整棟次亜補充業務で次亜の補充が適正に実施され、報告されているか。(年12回想定)	100	100
134	3.1.2.5 施設維持管理業務	菟原浄水場PAC受入業務でPAC納品受入が適正に実施され、報告されているか。(年1回想定、年3,000kg程度)	100	100
135	3.1.2.5 施設維持管理業務	芦洲浄水場PAC受入業務でPAC納品受入が適正に実施され、報告されているか。(年1回想定、年3,000kg程度)	100	100
136	3.1.2.5 施設維持管理業務	丸山浄水場PAC受入業務でPAC納品受入が適正に実施され、報告されているか。(年2回想定、年6,000kg程度)	100	100
137	3.1.2.5 施設維持管理業務	芦洲浄水場苛性ソーダ受入業務、堀浄水場等から適正に運搬され、報告されているか。	100	100
138	3.1.2.5 施設維持管理業務	丸山浄水場苛性ソーダ受入業務で苛性ソーダ納品受入が適正に実施され、報告されているか。(年2回想定、年6,000kg程度)	100	100
139	3.1.2.5 施設維持管理業務	堀浄水場送水ポンプ管理業務で、陸上ポンプ8台のグランドバックシン交換が適正な時期に年1回以上、実施されたか。	100	100
140	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	配水系統別に浄水場、ポンプ場からの送・配水量、配水池からの配水量と、有効水量等から、配水量分析を行い、毎月、報告されているか。	100	100
141	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	調定データに基づく有効水量、調定減額水量を配水系統別に整理し、配水系統別の配水量から漏水量及び漏水率を算出し、適宜報告すること。(年1回以上、年度毎)	100	100
142	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	配水系統別漏水率の図面を作成すること。(年1回以上、年度毎)	100	100
143	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	配水系統別の漏水量、漏水率等から、漏水調査の優先順位等を検討し提案すること。(年1回以上、年度毎)	100	100
144	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	運転監視等で漏水が発見された時、速やかに漏水調査を行ったか。	100	100
145	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	有収率向上対策調査業務として、計画的に漏水調査を行ったか。	100	100
146	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	マッピングシステムの保守を実施したか。	75	100
147	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	マッピングシステムのデータ更新を実施したか。	75	100
148	3.1.2.6 有収率向上に関する業務	マッピングシステムに更新工事、給水申請、修繕の情報(諸元、図面等)を入力(ファイリング)したか。	75	100
149	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類PACを調達し在庫管理しているか。	100	100
150	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類PACの累計購入金額を把握しているか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
151	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類苛性ソーダを調達し在庫管理しているか。	100	100
152	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類苛性ソーダの累計購入金額を把握しているか。	100	100
153	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類12%次亜塩素酸ナトリウムを調達し在庫管理しているか。	100	100
154	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類12%次亜塩素酸ナトリウムの累計購入金額を把握しているか。	100	100
155	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類6%次亜塩素酸ナトリウムを調達し在庫管理しているか。	100	100
156	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類6%次亜塩素酸ナトリウムの累計購入金額を把握しているか。	100	100
157	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類原料塩を調達し在庫管理しているか。	100	100
158	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	薬品類原料塩の累計購入金額を把握しているか。	100	100
159	3.1.3.1 薬品類調達在庫管理業務	次亜塩素酸ナトリウムの品質劣化を抑えるため、適切な管理を行っているか。	100	100
160	3.1.3.2 消耗品等調達在庫管理業務	業務を履行する上で必要な消耗品等を適切に管理し、必要な数量及び品質を常に確保しているか。	100	100
161	3.1.3.2 消耗品等調達在庫管理業務	消耗品等の購入の際、報告を行ったか。	100	100
162	3.1.3.2 消耗品等調達在庫管理業務	消耗品等の累計購入金額を把握しているか。	100	100
163	3.1.3.2 消耗品等調達在庫管理業務	消耗品等を調達する際は、適正な品質及び規格の物品を調達しているか。	100	100
164	3.1.3.3 光熱水、動力、電力及び専用線管理業務	水道施設維持管理に必要な動力、電力を適切に管理し把握しているか。	87.5	100
165	3.1.3.3 光熱水、動力、電力及び専用線管理業務	動力、電力に対し省エネ、低コストに関する取り組みを配慮して業務を行ったか。	75	100
166	3.1.3.3 光熱水、動力、電力及び専用線管理業務	水道施設維持管理に必要な専用線を適切に管理し把握しているか。	100	100
167	3.1.3.3 光熱水、動力、電力及び専用線管理業務	水道施設維持管理に必要な下水道使用量を適切に管理し把握しているか。	100	100
168	3.1.4.1 危機管理対応マニュアルに係る業務	危機管理対応にあたり、発注者が定める危機管理計画マニュアル等（以下、「危機管理マニュアル」という。）を反映した危機管理対応マニュアルを作成し、必要な体制の整備等の事前の対策を講じたか。	100	100
169	3.1.4.2 危機管理対応業務	地震、風水害、事故及び設備の重大事故等の危機管理事象が発生した際に、受注者は危機管理対応マニュアルに基づき被害を最小限とするよう適切に対応したか。	62.5	100
170	3.1.4.2.1 危機管理対応訓練等業務	危機管理対応マニュアルに基づき対応訓練を実施したか。	87.5	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
171	3.1.4.2.1 危機管理対応訓練等業務	地震、風水害等の災害発生時対応訓練については、発注者の一組織として対策訓練に参加したか。	100	100
172	3.1.4.2.1 危機管理対応訓練等業務	対応訓練の実施、また、地震、風水害等の災害発生時対応訓練への参加時に、災害用機材（発電機等）の点検を行ったか。	100	100
173	3.1.4.2.1 危機管理対応訓練等業務	発注者からの要請により、発注者が実施・参加する災害発生時対応訓練に参加したか。	87.5	100
174	3.1.4.2.1 危機管理対応訓練等業務	発注者からの要請により、日本水道協会京都府支部が実施する災害発生時対応訓練に参加したか。	50	100
175	3.1.4.2.1 危機管理対応訓練等業務	発注者からの要請により、災害時等における協力に関する協定書等を締結する事業者等との災害発生時対応訓練に参加したか。	50	100
176	3.1.4.2.2 災害対策用資機材の管理業務	危機管理事象発生時に、発注者が所有する応急給水資機材及び災害対策用資機材を使用したとき、これらを適切に管理したか。	62.5	100
177	3.1.4.2.2 災害対策用資機材の管理業務	災害発生時に災害用備蓄材などの発注者が所有する財産を使用する場合に、発注者の指示を仰いだか。	62.5	100
178	3.1.5.1 除草及び植木剪定業務	水道施設の外構施設について、美観及び衛生状態を良好に保つために、除草及び植木剪定を計画的に実施したか。	100	100
179	3.1.5.2 濁水対応業務	配管内もしくは水道施設内において白水、さび水等の水質異常が発生した場合に、濁水を解消するために捨水等の一時対応の報告を速やかに行ったか。	100	100
180	3.1.5.2 濁水対応業務	配管内もしくは水道施設内において白水、さび水等の水質異常が発生した場合に、その濁水の原因の発見に努めたか。	100	100
181	3.1.5.2 濁水対応業務	配管内もしくは水道施設内において白水、さび水等の水質異常が発生した場合に、濁水の原因を発見した場合は、その原因の程度を明記し、発注者がその重要性を把握できるものとした報告を行ったか。	100	100
182	3.1.5.2 濁水対応業務	濁水対応業務で、給水活動が必要な場合に、給水活動を行ったか。	100	100
183	3.1.5.3 水安全計画の検証業務	福知山市水安全計画を検証し、改善点等の報告を行ったか。	100	100
184	3.1.5.4 申請書類等作成支援業務	水道施設運転管理等業務において、管路修繕、漏水調査等で各種占用等の必要が生じた場合に、国道、府道及び市道の占用申請書類等の作成業務、市道の道路通行制限書類等の作成業務、河川の占用申請書類等の作成業務、福知山警察署への道路使用許可申請書等の作成業務、本業務に必要な申請書類等の作成業務を実施したか。	100	100
3.2 営業業務				
番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
185	3.2.1.1 問合せ等対応業務	上下水道にかかる窓口・電話に対応し、適切に取次ぎを行えているか。また、問合せの電話がかかってきた場合、状況や内容を確認した後、初期対応を行えているか。前日に対応した案件について報告されているか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
186	3.2.1.2 窓口受付・収納業務	提出された各種書類の受付及び対応ができていないか。現場責任者もしくはそれに代わる者が、平日8時30分から17時15分まで常勤しているか。	87.5	100
187	3.2.1.3 顧客管理業務	需要家からの申出や調査結果により、料金システム内の顧客情報の変更、修正、管理が適切に行われているか。	87.5	100
188	3.2.1.4 開閉栓届出対応業務	開閉栓の届出を適正に処理し、顧客情報の管理や料金精算に正確に繋がっているか。	100	100
189	3.2.1.5 配管等状況確認業務	水道配管の布設状況等の問合せに対応し、相手の要望される情報を提供できたか。給配水施設工事の申請があった場合、申請書類の内容を確認し、適正な指導ができたか。申請後、速やかに発注者に決裁依頼できたか。	100	100
190	3.2.1.6 給水装置関連業務	給水装置に係る申込について、基準等に基づき内容を確認し、適切に指導できたか。必要な水圧調査を行い、給水装置工事申込等、速やかに発注者へ決裁依頼できたか。諸収入金の調定が正確に処理されたか。適正な検査完了後、速やかに検査調書を作成し、発注者の決裁を受けたか。決裁後の検査調書は適切に保存されているか。水道管取出工事の施工管理は適正に行われたか。給水装置工事申込書の受付から完成検査までの進捗管理を適切に実施されたか。貯水槽水道に関する必要な事務の補助ができたか。	100	100
191	3.2.1.7 下水道排水設備関連業務	排水設備工事において、基準等に基づき適切に指導できたか。検査完了後は、速やかに検査調書を作成し、発注者の決裁を受けたか。排水設備竣工届正本は適切に保存されているか。排水設備の配管状況や受益者負担金の収入状況等の問い合わせに対し、慎重かつ正確に回答できたか。	100	100
192	3.2.1.8 改善指導	条例、規則に基づく改善指導を行えたか。 下水道及び集落排水地域における未接続家屋の発見時に、接続指導を行えたか。	100	100
193	3.2.1.9 水道メーター関連業務	水道メーター数を把握し、調達計画を立て、在庫管理を適切に実施できたか。各家庭等に設置されている水道メーターの状況を確認し、必要な処理ができていないか。水道メーター交換時、当該使用者にその旨を伝え、円滑な業務ができたか。水道メーターボックス内の修繕を早急かつ適切に行えたか。	100	100
194	3.2.2.1 水道メーター検針業務	正しく検針データを作成し、確実な検針業務が実施されているか。また、漏水確認等の付帯業務を実施しているか。	100	100
195	3.2.2.2 台帳管理業務	開閉栓の申出を正確に受け付け、使用状況の管理ができていないか。	100	100
196	3.2.2.3 検針データ管理業務	異常水量に対する処置が適切にできていないか。また、条例に基づいた水量認定が行われているか。	100	100
197	3.2.3.1 料金収納業務	各収納機関からの収納データを迅速かつ確実に消込処理できているか。	100	100
198	3.2.3.2 料金請求・還付業務	予定された期日に料金調定を確定し、請求行為がされているか。また、過誤納等による還付業務が迅速にされているか。	100	100
199	3.2.3.3 口座振替業務	口座振替開始及び廃止を正確に入力しているか。また、スケジュールに沿ったデータの送受信ができていないか。	100	100
200	3.2.3.4 開閉栓及び精算業務	開閉栓時における手順を確実に履行しているか。また、精算料金の調定及び請求が正確にされているか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
201	3.2.3.5 漏水減免に関する業務	漏水減免申請の受理から減免水量の決定、申請者に対する通知等の一連の事務を適切に行っているか。	100	100
202	3.2.4.1 督促状送付業務	納期限から20日以内に未納者に対する督促状が発送されているか。	100	100
203	3.2.4.2 個別徴収業務	滞納者に対し、文書、電話、訪問等による適切な催告行為がされているか。	100	100
204	3.2.4.3 滞納者管理業務	滞納者の納付状況について常時把握し、情報の更新がされているか。	100	100
205	3.2.4.4 給水停止に関する業務	停止対象者に対し、確実な給水停止業務がされているか。また、停止解除について適切な条件設定がされているか。	100	100
206	3.2.5.1 上下水道料金システム	条例等に即した料金計算及び帳票発行のためのシステムが構築されているか(ソフトウェア及びハードウェア)。また、適正に運用されているか。	100	100
207	3.2.6.1 需要家への周知・広報業務	定められた事項については、適切なタイミングで需要家に対する周知・広報が行われているか。	100	100
208	3.2.6.2 水道週間及び下水道の日における啓発活動	水道・下水道の現状と水道事業・下水道事業の取組について市民の理解と協力を得ることを目的として啓発活動を行えたか。	100	100
3.3管理業務				
番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
209	3.3.1.1.1 庁舎及び堀・下荒河浄水場警備業務	庁舎及び堀・下荒河浄水場を24時間・365日警備する体制が構築されているか。(再委託、体制)	100	100
210	3.3.1.1.1 庁舎及び堀・下荒河浄水場警備業務	庁舎及び堀・下荒河浄水場で異常事態等発生した際、連絡体制に基づき報告・記録された上で、月ごとに報告されているか。	100	100
211	3.3.1.1.2 庁舎、浄水場等管理棟定期清掃業務	水準書及び別紙に掲げる仕様で床面やガラス等の清掃が行なわれているか。	100	100
212	3.3.1.1.3 上下水道部庁舎ほか日常清掃業務	水準書及び別紙に掲げる仕様を満たすよう上下水道部庁舎の清掃や整理整頓が行なわれているか。	100	100
213	3.3.1.1.3 上下水道部庁舎ほか日常清掃業務	清掃に係る物品や消耗品の調達を行ない、適正に管理されているか。必要な消耗品が配置されているか。	100	100
214	3.3.1.1.4 庁舎1階シャッター保守点検業務	年1回以上のシャッター点検が実施され、状況が報告されているか。	100	100
215	3.3.1.1.5 庁舎自動扉設備保守点検業務	年4回以上の自動扉の点検が実施され、状況が報告されているか。	100	100
216	3.3.1.1.6 法令に基づく設備点検業務	上下水道部庁舎エレベータ保守点検及び上下水道部消防設備点検が履行され、状況が報告されているか。	100	100
217	3.3.1.1.6 法令に基づく設備点検業務	消防設備の点検を行なった結果を消防署に報告しているか。(平成32、25年度)	100	100
218	3.3.1.1.6 法令に基づく設備点検業務	消防設備の点検を行なった結果、修繕及び取替えが必要となった場合に修繕及び取替えを行なっているか。(年間50万円以内)	100	100
219	3.3.1.1.7 法令に基づく衛生関連業務	上下水道部庁舎のねずみ・害虫防除業務、環境測定が水準書及び別紙に基づき履行されているか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
220	3.3.1.1.8 上下水道部 庁舎空調機器保守点検業務	専門の業者と再委託契約を締結し、吸収冷温水器については年4回、GHPについては年1回点検を行っているか。点検の結果、破損、故障、不具合箇所等を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときは、緊急度に応じて必要な初期対応を行い、その詳細を発注者に報告しているか。	100	100
221	3.3.1.1.8 上下水道部 庁舎空調機器保守点検業務	GHPについては、フロン漏えいに関する法令に基づき、簡易点検（四半期ごと）及び定期点検（3年に1回：平成32年度）を実施しているか。	100	100
3.4 経営及び計画業務				
番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
222	3.4.1 中期事業計画点検業務	中期事業計画等の施策や事業等の進捗、達成状況等に関する課題を確認しているか。	100	100
223	3.4.2 施設情報運用計画作成業務	事業計画立案の基礎データとなるよう、データの更新等が効率的に実施されるための運用計画を策定しているか。	100	100
224	3.4.3 施設台帳更新業務	施設台帳（施設）を常に最新の情報に維持しているか。	100	100
225	3.4.3 施設台帳更新業務	施設台帳（管路）を常に最新の情報に維持しているか。	75	100
4章 技術提案				
番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
226	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	更新設備の優先順位を明確化し、提案したか。	100	100
227	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	平日の日勤者は9名以上であるか。	100	100
228	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	運転員のうち、浄水場維持管理経験3年以上のものを膜ろ過設備責任者に任命しているか。	100	100
229	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	各エリアにおいて、濁度、残塩、次亜注入率などについて基準値（範囲）を設定しているか。	75	100
230	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	福知山エリア濁度上昇時には、急ろ、膜ろの逆洗時間を注視し、膜ろ過設備の能力を最大限活用したか。	75	100
231	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	堀浄水場の配管に保温材を巻いて凍結防止したか。	100	100
232	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	捨水実施報告書を作成し、報告したか。	100	100
233	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	降雨後は取水口の点検を実施したか。	100	100
234	4.1.1 技術提案（維持管理業務）	芦洲浄水場のマンガン濃度を注視しているか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
235	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	水質管理責任者が自主水質検査の検査項目及びルートを設定し、実施したか。	100	100
236	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	水質計器のメンテナンスを行い水質計器の精度を確保したか。	100	100
237	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	夏場の残塩確保のため、捨水の実施場所には分かりやすく標識を掲げているか。	50	100
238	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	水安全計画で定められている危害原因に対する管理処置、監視方法及び管理基準を逸脱した場合の対応等が確実にできているか 「水安全チェックシート」で確認し、毎月市へ報告しているか。	87.5	100
239	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	通年の検証結果を基に、水道水質管理計画を専門技術者の知見を入れて年1回見直し、提案を行ったか。	100	100
240	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	原水、浄水の法定水質検査結果などの管理指標として、「水道事業ガイドライン PI」を用いて毎年の傾向を把握し報告しているか。	100	100
241	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	水源や着水井清掃、緩速ろ過砂かきは計画的な実施のほか、降雨時など状況に応じて随時実施したか。	37.5	100
242	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	薬品の調達は、複数のルートを確認し、市内企業を優先に行ったか。	100	100
243	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	薬品の数量は、搬入前後の薬品貯蔵タンク液位から算出した搬入量と納品者から提出される公認計量証明書を照合し搬入量を管理したか。	100	100
244	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	水道施設の技術的基準を定める省令に適していることを成分分析表により確認しているか。	100	100
245	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	薬品の貯蔵管理や発注方法をまとめた薬品管理マニュアルを整備しているか。	100	100
246	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	薬品保管場所に安全データシートが掲示されているか。	100	100
247	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	薬品の取扱いについて定期的な安全教育を実施したか。	100	100
248	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	薬品漏洩対応方法の訓練を実施したか。	100	100
249	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	災害用資機材の管理については、市が所有する応急給水資機材及び災害対策用資機材や発電機等の管理の基準等設定したか。	100	100
250	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	災害の規模に応じた初動基準を設定したか。	100	100
251	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	災害時でも継続する業務を設定したか。	100	100
252	4.1.1 技術提案(維持管理業務)	危機管理対応マニュアルに基づき定期的に緊急参集訓練を実施し、その結果から危機管理対応マニュアルの見直しを行っているか。	100	100
253	4.1.2 技術提案(営業業務)	収納率向上のための課題の抽出、分析が進められているか	100	100
254	4.1.2 技術提案(営業業務)	滞納管理システムが構築、運用され、適正な債権管理がなされているか	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
255	4.1.2 技術提案(営業業務)	エリア担当制が機能的に運用されているか	100	100
256	4.1.3 技術提案(管理業務)	庁舎の美観・衛生状態を保つための取り組みができたか ・倉庫の量水器は虫や小動物の防護シートを掛け、衛生状態を守る。 ・日常点検業務で庁舎の外観点検、日常清掃業務による清掃、週1回現場従事者によるトイレ清掃を実施し、常に清潔な状態を保つ。	100	100
257	4.1.3 技術提案(管理業務)	業務の効率的な遂行に必要なルールを設け取り組んだか。 ・業務概要を把握し、来庁舎の方に1階窓口で各課への案内ができるよう営業業務従事者に教育を実施。 ・窓口関連データ(台帳・簿冊)は、不要なものを整理し、省スペース化。 ・文書を保管するロッカーやキャビネットの設置は、作業に支障のない場所を考慮するとともに、文書の分類は業務毎に色分けする等のルールを設定。 ・検索性を向上させるための電子化やその登録ルールを設定。 ・再委託先の業務執行状況を確認するために、チェックシートを作成し管理。	100	100
258	4.1.3 技術提案(管理業務)	市内業者を優先的に採用したか。 ・再委託先には、市内業者を優先的に採用。 ・シルバー人材センターを積極的に活用。	100	100
259	4.1.4 技術提案(経営及び計画業務)	水道事業ビジョンや水道施設整備更新計画の中長期事業計画の点検を技術士が行っているか。	100	100
260	4.1.4 技術提案(経営及び計画業務)	施設情報運用計画を作成し施設台帳の仕組みの検討を行っているか。	50	100
261	4.1.4 技術提案(経営及び計画業務)	アセットマネジメントの妥当性の確認を実施したか。	50	100
262	4.1.4 技術提案(経営及び計画業務)	水道施設更新指針に基づき、施設更新計画における対象設備や管路等の更新年度計画の検証を行ったか。	50	100
263	4.1.4 技術提案(経営及び計画業務)	施設情報は、月間の業務実施報告後にデータを更新追記しているか。	100	100
264	4.1.5 技術提案(その他)	JV 構成企業、福知山上下水道サービスセンター、福知山管共同組合及び(株)井上の6社で年1回以上研修会や安全大会を開催したか。	100	100
265	4.1.5 技術提案(その他)	JV 運営委員会を月1回開催したか。	100	100
266	4.1.5 技術提案(その他)	総括責任者、維持管理業務現場責任者及び営業業務現場責任者は、緊急時30分以内に上下水道部に参集できる範囲に居住しているか。	100	100
267	4.1.5 技術提案(その他)	緊急時にJV 構成企業の拠点(大阪、名古屋、東京)からの応援体制を構築し、報告したか。	75	100
268	4.1.5 技術提案(その他)	5年間で約30人の雇用とシルバー世代の雇用により地域雇用の創出に貢献したか。	100	100
269	4.1.5 技術提案(その他)	水源の清掃活動など地域美化活動に積極的に参加し地域美化に貢献したか。	100	100

番号	水準書等項目	モニタリング項目	2年度 評価点	3年度 評価点
270	4. 1. 5 技術提案（その他）	交通安全の啓発活動や福祉活動に賛同し参加したか。	100	100
271	4. 1. 5 技術提案（その他）	・小学校への出前講座を実施したか。 ・安全施工やリスクアセスメントに関する講習会を年 1 回以上開催したか。 ・上下水道専門家を招聘し、上下水道事業に関する講習会を年 1 回以上開催したか。	100	100
272	4. 1. 5 技術提案（その他）	観光事業や特産品等を PR することにより町おこしに貢献したか。	100	100
273	4. 1. 5 技術提案（その他）	セルフモニタリング体制を充実させ確かな事業マネジメントを実施したか。	100	100
274	4. 1. 5 技術提案（その他）	ICT の活用による情報共有、業務管理を実施したか。	100	100